

令和6年度 会計年度任用職員 募集のお知らせ

募集職種

1. ステップアップ推進員（多様な働き方実践企業の新規開拓等）
2. 仕事と生活の両立支援相談員（労働者・企業からの相談業務等）

埼玉県産業労働部多様な働き方推進課

埼玉県産業労働部多様な働き方推進課 会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 職種・採用予定者数・主な職務内容

No.	職種	採用 予定者数	主な職務内容
1	ステップアップ推進員	1人	(1)県の認定制度「多様な働き方実践企業」認定企業の新規開拓 (2)認定企業への支援業務 ・認定企業の訪問(県内全域)により職場環境の課題等を把握 ・課題を踏まえて働きやすい職場環境づくりをアドバイス ・認定ランクの維持・向上につなげる (3)企業訪問に関する報告書の作成、集計等の資料作成
2	仕事と生活の両立支援相談員	1人	(1)仕事と介護、子育て、がん等の病気治療の両立に関する相談(電話、ホームページ)の対応 (2)事業所等への出張相談及びアドバイス(助言) (3)出張セミナー(説明会、相談会)の講師 (4)ガイドブック、チラシ、ホームページ作成などの広報業務 (5)相談やセミナー等に関する報告、集計、統計等の資料作成

2 応募資格・求める人材

<共通>

- (1)年齢・性別・学歴は問いません。
- (2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には、採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

<その他の応募資格>

	職 種	応募資格	求める人材
1	ステップアップ推進員	(3)民間企業で人事・労務の業務に従事した経験があること (4)社会保険労務士の資格を有するとなお良い (5)パソコンの基本的な操作(ワード、エクセル、電子メール)ができること	・企業での労務管理の豊富な知識が必要。 ・企業訪問が多く、企業の担当者に丁寧な対応ができる者が望ましい。
2	仕事と生活の両立支援相談員	(3)民間企業で人事・労務の業務に3年以上従事した経験があること (4)労働関係法規及び雇用・労働分野の助成金に関する知識を有していること (5)次のいずれかの条件を満たすこと ア 社会保険労務士等の労務に関する資格を有すること イ 国又は地方公共団体における労働相談業務労働基準監督署若しくは公共職業安定所の勤務経験があること (6)パソコンの基本的な操作(ワード、エクセル、電子メール)ができること	・相談業務のため、相手の話を丁寧に聞き適切に対応できる人が望ましい。 ・子育てや介護サービス、医療分野の基礎知識がある人が望ましい。

3 勤務条件

(1)任用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2)勤務日数・勤務時間、勤務地(本募集要項5ページの案内図参照)

No.	職 種	勤務日数・勤務時間	勤務地
1	ステップアップ推進員	週4日 月・火・木・金曜日 週29時間 午前8時30分～午後4時45分 (7時間15分) ※休憩時間: 正午～午後1時(60分)	埼玉県産業労働部 多様な働き方推進課 内 (浦和) ※出張日多い
2	仕事と生活の両立支援相談員	週4日 月・火・水・金曜日 週29時間 午前9時00分～午後5時15分 (7時間15分) ※休憩時間: 正午～午後1時(60分)	埼玉県産業労働部 多様な働き方推進課 内 (浦和)

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)。

(4)休暇

年次休暇10日

※その他は県の規定によります。

(5) 報酬

	職 種	報 酬 額
1	ステップアップ推進員	月額151,900円～181,400円
2	仕事と生活の両立支援相談員	月額151,900円～181,400円

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6) 諸手当

期末手当及び勤勉手当：一般職の常勤職員の例により支給

(7) 交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km 未満の場合等には支給されません。

※マイカーによる通勤はできません。

(8) 社会保険

健康保険(共済)、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

※勤務条件については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※令和6年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用にならない場合があります。

4 応募について

(1) 応募は、令和6年2月2日(金)【必着】までに次の応募書類に必要事項を記入の上、本募集要項4ページの6の担当宛てに提出してください。

※応募者多数の場合、早めに締め切ることがあります。

【全職種共通】

<1> 履歴書(第1号様式)及び身上書(第2号様式)

※履歴書には写真を貼ってください。(画像データを様式の所定の場所に貼り付けた上でプリントしたものでも可)

※第一次審査の結果と面接の時間及び場所を連絡するため、平日の昼間に確実に連絡がとれる電話番号を記入してください。

※第1、第2号様式はそれぞれA4判の大きさに印刷して提出してください。

<2> 職務経歴書(任意様式A4判2枚程度。職務経歴のほか、志望動機と自己PRを記入してください。400字～600字程度)

<3> ハローワーク紹介状(ハローワークから紹介を受けた人)

(2) 第1、第2号様式については、埼玉県産業労働部多様な働き方推進課ホームページから、それぞれ様式をダウンロードして作成してください。(応募書類は指定様式にパソコンで入力したものに限りです。)

(3) 提出は、郵送又は持参となります。(電子メール及びFAXでの応募はご遠慮ください)

- (4) 郵送の場合、封筒の表面には「会計年度任用職員(職種名を明記)応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (5) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (6) 持参される場合の受付時間は、月曜日から金曜日の午前10時から正午、午後1時から午後5時までです。

5 選考方法等について

(1) 第一次審査

応募書類による選考を行います。応募者全員に第一次審査の結果を連絡します。

(2) 第二次審査

第二次審査(面接)は、下記の期日に実施します。時間及び詳しい場所については、令和6年2月上旬までに電子メールで連絡します。

	職 種	面接日	場 所
1	ステップアップ推進員	令和6年2月14日(水)	浦 和
2	仕事と生活の両立支援相談員	令和6年2月15日(木)	浦 和

(3) 最終合格

令和6年2月中～下旬頃に、第二次審査の受験者全員に連絡します。

(4) その他

選考の経過に関する質問はお答え致しかねますので御了承ください。

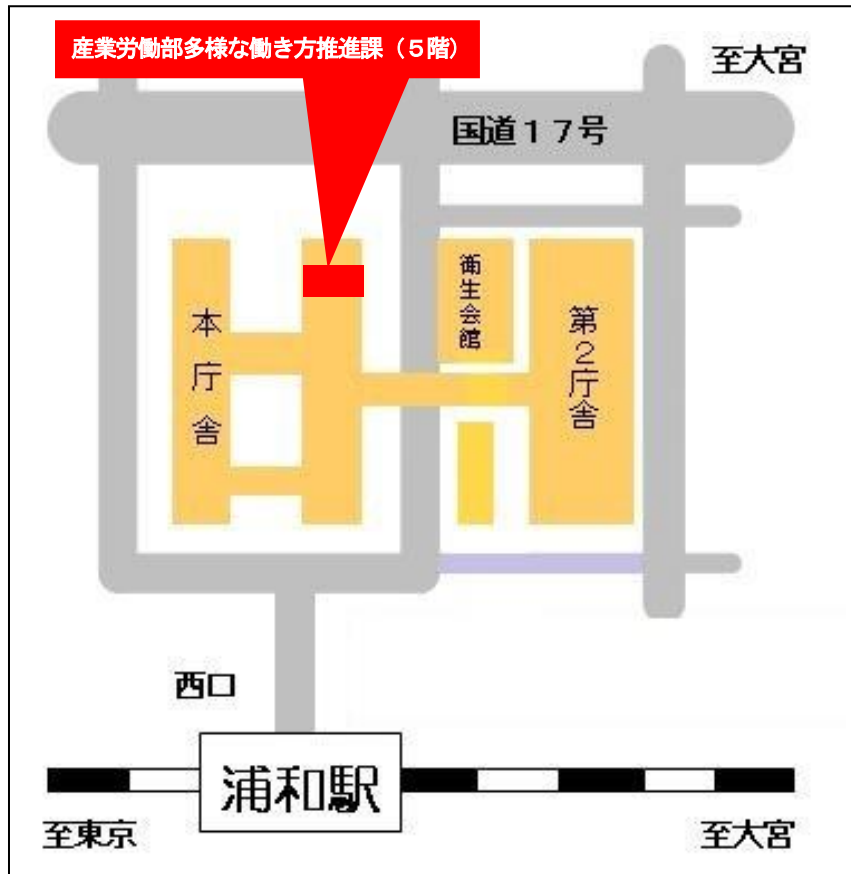
6 応募書類の提出及び問い合わせ先

郵送に当たっては、下記の所在地を宛先として明記してください。

	職 種	所在地及び電話番号
1	ステップアップ推進員	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎5階) 埼玉県産業労働部多様な働き方推進課 総務・多様な働き方認定担当 電話 048-830-3963 担当者:鹿山(かやま)
2	仕事と生活の両立支援相談員	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎5階) 埼玉県産業労働部多様な働き方推進課 働き方改革・テレワーク推進担当 電話 048-830-4518 担当者:小澤(おざわ)

案内図

【埼玉県庁（多様な働き方推進課）】



多様な働き方推進課（本庁舎5階）

JR 高崎線、宇都宮線、京浜東北線「浦和駅」
西口から徒歩約10分